

令和2年4月8日

保護者様  
(幼、小、中)

鋸南町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言公示後の幼稚園、小学校、  
中学校の対応について

昨日、千葉県など7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

これを受けまして、鋸南幼稚園、鋸南小学校、鋸南中学校の今後の対応について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

## 記

### 1 対応期間

緊急事態宣言の期間（令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）まで）

### 2 小学校、中学校の対応

(1) 臨時休校とします。中学校部活動も停止します。

(2) 臨時休校の期間

当初、令和2年4月9日（木）から令和2年4月19日（日）までとじていましたが、令和2年5月6日（水）まで延長します。

(3) 小学校預かり対応について（土、日、祝日を除く）

ア 令和2年5月1日（金）まで延長します。

イ ご利用可能な保護者様は、原則、令和2年4月8日（水）までに申し込んだ保護者様に限らせていただきます。

ウ 令和2年4月20日（月）から令和2年5月1日（金）までの臨時休校延長期間のお申込みは、学校で申込用紙をお子さんに渡します。学校に申込用紙のご提出をお願いします。

(4) 登校日について

ア 臨時休校が長期間になるので、令和2年4月20日（月）から令和2年4月24日（金）の期間に、登校日を設け、お子さんの健康状態や課題等の確認を行います。

イ 学校、学年によって登校時刻をずらしたり、教室より広い部屋で指導したりする等、感染予防に努めた対応を行います。

ウ 登校日、登校方法、持ち物等については、後日、小学校、中学校からマチコミメールでお知らせします。

### 3 幼稚園の対応

(1) 通常どおり開園します。

(2) 登園についてのお願い

ア 仕事を休んで家にいることが可能な保護者様は、お子さんの登園をお控えくださるようお願いいたします。どうしても仕事を休むことができない保護者様は、お子さんを登園させてください。

イ 新型コロナウイルス感染症予防やお願いに沿った対応のためにお子さんの登園を見合わせた場合は、欠席扱いとはなりません。

### 4 保護者様へのお願い

(1) 人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすようお願いいたします。

(2) 毎日、健康観察カードをつけるようお願いいたします。万一、お子さんが、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、又は濃厚接触者に特定された場合は、必ず、安房健康福祉センター（安房保健所）及び教育委員会にもご連絡ください。

(3) 感染者、濃厚接触者、医療従事者等に対する差別、偏見、いじめ等は、絶対にしてはいけないことを、お子さんにご指導ください。

(4) 小学校、中学校から家庭学習等、課題が出されます。計画的に行うよう声かけをお願いします。

(5) 臨時休校中、小学校校庭の開放を行います。

平日は午前11時から正午までと午後2時から午後3時まで、土・日・祝日は、通常の土・日と同様の開放となりますのでご利用ください。

(6) 幼稚園の登園及び小学校預かり対応のご利用については、仕事を休んで家にいることが可能な保護者様は、お子さんの登園や小学校預かり対応をご利用することを控えくださるようお願いいたします。ただし、どうしても仕事を休むことができない保護者様は、お子さんの登園や小学校預かり対応をご利用ください。

(7) お子さんやご家族に風邪症状がある等、ご家族に体調が優れない方がいらっしゃる場合は、お子さんの登園や小学校の預かり対応のご利用をお控えください。

(8) 今後の対応に変更等がある場合、マチコミメールや鋸南町ホームページでお知らせします。

#### 【お問い合わせ先】

鋸南町教育委員会教育課

電話 0470-55-2120、4151

FAX 0470-55-1585

